

退職所得に係る個人住民税について

退職所得等に係る個人住民税（市民税・県民税）については、所得税と同様に、他の所得と区分して退職手当等の支払われる際に、支払者が税額を計算し、支払金額から税額を特別徴収して、市町村に納入することとされています。

○退職所得とは

退職手当や一時恩給等、退職に際して勤務先から受けるものや社会保険制度に基づいて支給される一時金に係る所得のことをいいます。

死亡により支払われる退職手当等については、相続税の課税対象となりますので、個人住民税は課税されません。

○納税義務者

退職手当等の支払いを受けるべき日（通常は退職した日）の属する年の1月1日現在土佐清水市に住所を有する人

○退職所得に対して個人住民税が課税されない人

- ・退職手当等の支払いを受けるべき日の属する年の1月1日現在において、生活保護を受けている人
- ・退職手当等の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在において、国内に住所を有しない人
- ・退職手当等の収入金額が退職所得控除額より少ない人

○税額計算について

$$\text{税額} = (\text{退職手当等の金額} - \overset{\star 1}{\text{退職所得控除額}}) \times \overset{\star 2}{1/2} \times \overset{\star 3}{\text{個人住民税の税率}}$$

★1 退職所得控除額

勤続年数	控除額
20年以下	40万円×勤続年数（※80万に満たないときは80万円）
20年超	70万円×（勤続年数－20年）＋800万円

※勤続年数に1年未満の端数がある場合は、1年に切り上げます。

※障害者になったことにより退職した場合は、上記の控除額に100万円を加算します。

★2 勤続年数が5年以下の役員等については、この2分の1を乗じる措置の適用を行いません。

役員等とは、下記の1～3に掲げるものをいいます。

1. 法人の取締役、執行役等の他、法人税法第2条第15号に規定する役員
2. 国会議員および地方公共団体の議会の議員
3. 国家公務員および地方公務員

★3 個人住民税の税率

市民税税率	県民税税率
6%	4%

※税額に100円未満の端数がある場合は、切り捨てます。

○納入について

徴収した税額は、徴収した月の翌月10日（土曜日、日曜日または休日のときは、その翌開庁日）までに、土佐清水市へ納入してください。

納入書をお持ちでない場合は、税務課市民税係までお問い合わせください。